

速報！さくらユウワ通信

令和7年分年末調整【住宅ローン控除の証明書方式と調書方式】

令和6年居住者は2つの方式が混在

ポイント：令和7年分の年末調整では、令和6年居住者が初めて調書方式を利用可能となり、証明書方式と調書方式が混在します。借入先の金融機関のシステム対応状況により方式が決定されます。

調書方式とは

調書方式は令和4年度税制改正で創設され、令和6年居住分から運用開始された新方式です。借入先である金融機関等が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高調書」を提出することで、国税当局からマイナポータル等を通じて納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を毎年データで提供します。

「証明書方式」・・・住宅ローン控除の適用を受ける納税者の方が、金融機関等から交付を受けた年末残高証明書を、年末調整の際に勤務先に提出する方式

「調書方式」・・・金融機関が税務署に住宅取得資金に係る年末残高調書を提出し、国税当局から納税者に住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式

★注意点

- ① 「調書方式」の場合、金融機関等から紙の「年末残高等証明書」は交付されない
- ② システム未改修の金融機関は「証明書方式」のみの対応
- ③ 令和6年居住者は借入先金融機関により「証明書方式」と「調書方式」が混在

住宅借入金等控除申告書等の交付方法と交付時期

交付方法	証明書方式		調書方式	
	電子交付	書面交付	電子交付	書面交付
交付時期	毎年10月頃 e-Taxメッセージボックスへ格納	入居2年目の10月下旬頃 複数年分を一括で送付	毎年11月中旬頃 e-Taxメッセージボックスへ格納	入居2年目の11月下旬頃 複数年分を一括で送付

※上記の交付時期はあくまでも目安であり、実際の交付時期が前後することがあります。

提出書類の違い

令和6年居住者が令和7年分の年末調整で勤務先に提出が必要な書類は、証明書方式と調書方式で異なります。

方式	提出書類	備考
証明書方式	① 住宅借入金等控除申告書 ② 年末残高等証明書(金融機関発行)	従来どおり2つの書類を提出
調書方式	① 住宅借入金等控除申告書 (年末残高情報が記載済み)	年末残高等証明書は不要 備考欄に「調書方式対応金融機関」と記載

【参考】

国税庁HP【住宅ローン控除の適用に係る手続(年末残高調書を用いた方式)について】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jutaku/index.htm>

ご不明な点ございましたら、各担当者までお気軽にお問合せください。【松下】